

全建事発第 067 号
令和 5 年 9 月 13 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

総合評価落札方式におけるワーク・ライフ・バランス（WLB）推進企業への
加点措置について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の加点措置の取組について、国土交通省において平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組として、一般土木工事 A 等級及び建築工事 A 等級の工事を対象に、段階的選抜方式を適用する総合評価落札方式において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組を実施しています。

今般、更なる取り組み拡大のため、本取組の対象を総合評価落札方式の一般土木工事 A 等級・B 等級、及び建築工事 A 等級・B 等級の工事、並びに技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約の発注に拡大することとし、令和 6 年 1 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する案件から開始する旨別紙のとおり国土交通省内で通知したとの連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

別紙 国土交通省内通知文

（直轄工事における WLB 等推進企業を評価する取組について）

以上

（担当）事業部 山中

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp